

西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 9 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会規則第 1 号

西宮市教育奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

西宮市教育奨学金条例施行規則（平成 20 年西宮市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「月額 2,800 円」を「月額 1,200 円」に改める。

第 5 条第 5 項第 1 号中「ア 第 1 項第 1 号に掲げる奨学生 月額 4,200 円」を「ア 第 1 項第 1 号に掲げる奨学生 月額 2,900 円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考)

○改正理由

国により創設された「高校生等奨学給付金」制度において、給付金額が変更となったことを受け、給付要件にあたる奨学生に対する給付金額及び遺児給付金を調整するため。

西宮市教育奨学金条例施行規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条から第4条まで 省略 (奨学生の給付又は貸付けの金額等) 第5条 条例第4条第1項の規定により教育委員会規則で定める奨学生の給付金額は、次の各号に掲げる奨学生（条例第7条に規定する「奨学生」をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助等を受けている世帯については、それぞれ当該各号に定める額の給付を行わない。 (1) 国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人その他これらに類似する団体が設置し、及び管理する学校に在学する奨学生 月額5,500円 (2) 前号に規定する学校以外の学校に在学する奨学生 月額11,000円 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の市町村民税所得割が非課税の世帯（第2条に掲げる特別支援学校高等部及び第3条に掲げる各種学校に在学する奨学生の世帯を除く。）については、前項各号に定める額の給付を行わない。ただし、前項第2号に掲げる奨学生の区分のうち、保護者に扶養されている23歳未満の兄姉がいない高校生等がいる世帯についての奨学生の額は、月額2,800円とする。 3 条例第4条第2項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する奨学生とする。 (1) 両親と死別した者 (2) 両親の生死が判明しない者 (3) 両親から遺棄されている者 (4) 両親が知的、身体その他の障害により長期に亘って労働能力を失っている者 (5) 両親が長期に亘って拘禁されている者 4 条例第4条第3項の規定により教育委員会規則で定める遺児給付金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 第1項第1号に掲げる奨学生 月額5,500円 (2) 第1項第2号に掲げる奨学生 月額11,000円 5 前項の規定にかかわらず、当該年度の市町村民税所得割が非課税の世帯（第2条に掲げる特別支援学校高等部及び第3条に掲げる各種学校に在学する奨学生の世帯を除く。）についてはの遺児給付金の額は、次の各号ア及びイに掲げる奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 保護者に扶養されている23歳未満の兄姉がいない高校生等がいる世帯 ア 第1項第1号に掲げる奨学生 月額4,200円 イ 第1項第2号に掲げる奨学生 月額11,000円	第1条から第4条まで 省略 (奨学生の給付又は貸付けの金額等) 第5条 条例第4条第1項の規定により教育委員会規則で定める奨学生の給付金額は、次の各号に掲げる奨学生（条例第7条に規定する「奨学生」をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助等を受けている世帯については、それぞれ当該各号に定める額の給付を行わない。 (1) 国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人その他これらに類似する団体が設置し、及び管理する学校に在学する奨学生 月額5,500円 (2) 前号に規定する学校以外の学校に在学する奨学生 月額11,000円 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の市町村民税所得割が非課税の世帯（第2条に掲げる特別支援学校高等部及び第3条に掲げる各種学校に在学する奨学生の世帯を除く。）については、前項各号に定める額の給付を行わない。ただし、前項第2号に掲げる奨学生の区分のうち、保護者に扶養されている23歳未満の兄姉がいない高校生等がいる世帯についての奨学生の額は、月額1,200円とする。 3 条例第4条第2項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する奨学生とする。 (1) 両親と死別した者 (2) 両親の生死が判明しない者 (3) 両親から遺棄されている者 (4) 両親が知的、身体その他の障害により長期に亘って労働能力を失っている者 (5) 両親が長期に亘って拘禁されている者 4 条例第4条第3項の規定により教育委員会規則で定める遺児給付金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 第1項第1号に掲げる奨学生 月額5,500円 (2) 第1項第2号に掲げる奨学生 月額11,000円 5 前項の規定にかかわらず、当該年度の市町村民税所得割が非課税の世帯（第2条に掲げる特別支援学校高等部及び第3条に掲げる各種学校に在学する奨学生の世帯を除く。）についてはの遺児給付金の額は、次の各号ア及びイに掲げる奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 保護者に扶養されている23歳未満の兄姉がいない高校生等がいる世帯 ア 第1項第1号に掲げる奨学生 月額2,900円 イ 第1項第2号に掲げる奨学生 月額11,000円

現 行	改 正 案
<p>(2) 保護者に扶養されている23歳未満の兄姉がいる第2子以降の高校生等がいる世帯</p> <p>ア 第1項第1号に掲げる奨学生 月額200円 イ 第1項第2号に掲げる奨学生 月額10,500円</p> <p>6 条例第4条第4項の規定により教育委員会規則で定める奨学金の貸付額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる奨学生 月額10,000円 (2) 第1項第2号に掲げる奨学生 月額14,000円</p>	<p>(2) 保護者に扶養されている23歳未満の兄姉がいる第2子以降の高校生等がいる世帯</p> <p>ア 第1項第1号に掲げる奨学生 月額200円 イ 第1項第2号に掲げる奨学生 月額10,500円</p> <p>6 条例第4条第4項の規定により教育委員会規則で定める奨学金の貸付額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる奨学生 月額10,000円 (2) 第1項第2号に掲げる奨学生 月額14,000円</p>
第6条から第21条まで 省略	第6条から第21条まで 省略